滋賀県警察サイバーセキュリティ・ネットワーク利用ガイドライン

１．目的

滋賀県警察（以下「県警察」といいます。）と企業及び団体とが滋賀県警察サイバーセキュリティ・ネットワーク（以下「ネットワーク」といいます。）を構築することにより、ネットワーク内でサイバーセキュリティに係る情報を共有して、協働による情報発信活動を展開し、もって県内におけるサイバー犯罪の被害防止及び地域社会のサイバーセキュリティの向上を図ることを目的とします。

２．活動内容

ネットワークは、次に掲げる活動を行うものとします。

(1) サイバーセキュリティに関する情報発信

最新のサイバー攻撃、サイバー犯罪の予兆、手口等に関する注意喚起情報を発信します。

(2) サイバーセキュリティセミナーの開催及び普及

県警察の行うサイバーセキュリティセミナーを提携企業や顧客等に対して周知するとともに、自らも同セミナーを開催することができます。

(3) サイバーセキュリティに関するシンポジウムの開催及び各種啓発

サイバーセキュリティに関するシンポジウム及び各種啓発活動は、県警察と共に実施します。

(4) その他県内におけるサイバー犯罪の被害防止及び地域社会のサイバーセキュリティの向上に資する活動

３．登録基準

ネットワークへの登録は、滋賀県内に拠点を有し、１の目的に賛同する企業又は団体であって、次のいずれにも該当しないものについて行うものとします。

(1) 自己又は自社若しくは自社の役員等（その経営に実質的に関与している者を含みます。）が、次のアからクまでのいずれかに該当する者

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。イにおいて「法」といいます。）第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下(1)において同じです。））

イ　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下(1)において同じです。）

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若し

くは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ク　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) その他県警察がネットワークへの参加を不適当と認める者

４．参加申込

ネットワークへの参加を希望する企業又は団体は、滋賀県警察サイバーセキュリティ・ネットワーク参加申込書（別記様式第１号）を県警察に提出するものとします。

５．参加資格の審査

県警察は、４の申込書を受理したときは、３に規定する登録基準を満たしているかを審査（当該審査の過程において、必要な情報の聞き取り又は資料の提出を求める場合があります。）を行い、登録基準を満たしていると認めた場合には、当該企業又は団体をネットワークに登録します。

審査の結果は、当該申込者に通知します。登録を受けた企業又は団体（以下「参加者」といいます。）は、県警察に対し、滋賀県警察サイバーセキュリティ・ネットワーク登録証（別記様式第２号。以下「登録証」といいます。）の交付を求めることができます。

６．登録の有効期間

登録の有効期間は、当該登録の日の属する年度（４月１日を始期とする１年間をいいます。）の末日までとします。ただし、有効期間の満了までに、参加者又は県警察のいずれかから特別な申し出がない限り、当該登録の有効期間は自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

７．登録内容の変更

参加者は、４の規定により提出した申込書の記載事項について変更が生じた場合は、滋賀県警察サイバーセキュリティ・ネットワーク変更届出書（別記様式第３号）を県警察に提出するものとします。

８．登録の解除

参加者は、登録の解除を希望する場合は、滋賀県警察サイバーセキュリティ・ネットワーク退会届出書（別記様式第４号）を県警察に提出し、登録証を返納するものとします。

９．登録の取消し

県警察は、参加者が次のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことがあります。この場合において、県警察は、登録を取り消す旨を理由とともに当該参加者に通知し、登録証の返納を求めます。

(1) ３に規定する登録基準を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽又は不正の手段によりネットワークに登録されたことが判明したとき。

10．その他

(1) 免責事項

免責に関する事項は、次のとおりとします。

ア　参加者は、自己の責任においてネットワークに参加するものとします。

イ　県警察が行う注意喚起情報の発信は、速報性を優先しているため、実際のサイバー攻撃、サイバー犯罪の予兆、手口等の実態と異なる場合があります。

ウ　県警察が発信する注意喚起情報の利用に関して生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合を除き、県警察は一切の責任を負いません。

エ　県警察が発信する注意喚起情報の利用及びそれに基づく対策は、参加者の判断と責任において行うものとします。

(2) 費用負担

ネットワークへの登録に関する費用の負担はありません。

11．庶務

ネットワークの庶務は、滋賀県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課において処理します。